

社会保険

ほっかいどう



2021
No. 473

9

September

10

October

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P2

- 短時間労働者の適用拡大について
- 「標準報酬月額」を従業員の皆さまにお知らせください
- マイナポータルからの「ねんきんネット」が更に便利に

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 健康づくり講演会を開催いたします
- 協会けんぽ出張相談窓口の閉鎖について
- 整骨院・接骨院のかかり方

労働保険の実務 P6

- 育児休業給付とは ほか

社会保険協会支部だより P7

100年時代に備える マネープラン P8

- 教育資金準備
早い時期からコツコツと ほか



北海道の小動物～紅葉とシマリス 旭川市

短時間労働者の適用拡大について

～ 短時間労働者が被保険者となる事業所の適用範囲が拡大されます ～

現行の**特定適用事業所**は、被保険者数（短時間労働者を除く）が**500人を超える**事業所が対象となっております。

法改正により、**令和4年10月からは被保険者数が100人を超える事業所**、**令和6年10月からは被保険者数が50人を超える事業所**と、適用範囲が順次拡大されます。

特定適用事業所になると、一定の条件を満たす「短時間労働者」が厚生年金保険及び健康保険の被保険者となります。

～ 新たに被保険者となる「短時間労働者」とは… ～

特定適用事業所に使用され、勤務時間・勤務日数が、フルタイムで働く従業員の4分の3未満である短時間労働者のうち、以下（1）～（4）すべての要件に該当する者が被保険者となります。

（1）週の所定労働時間が20時間以上であること

週の所定労働時間とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が週に勤務すべき時間をいいます。（雇用保険の取扱いと同様）

所定労働時間が1か月単位で定められている場合は、1か月の所定労働時間を12月分の52週で除し、所定労働時間が1年単位で定められている場合は、1年の所定労働時間を52週で除して算定します。

（2）賃金の月額が88,000円以上であること

賃金の月額とは、週給、日給、時間給を月額に換算したものに、次のものを除いた各諸手当等を含めた額です。

- ① 臨時に支払われる賃金（例：結婚手当など）
- ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：賞与など）
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（例：割増賃金など）
- ④ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金（例：精皆勤手当、通勤手当、家族手当など）

（3）2か月を超える雇用の見込みがあること

現行において勤務期間要件は1年以上見込まれることとなっておりますが、令和4年10月より2か月超に変更されます。

（4）学生でないこと

学生であっても、以下に掲げる者は被保険者となります。

- ① 卒業見込証明書を有し、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の者
- ② 休学中の者
- ③ 大学の夜間学部および高等学校の夜間等の定時制の課程の者など

早い、カンタン！

- ・電子申請がいちばん早い！
- ・24時間365日いつでもどこでも申請可能！
- ・郵送費などのコスト削減！
- ・GビズIDを使うと手数料無料！

※詳しくは日本年金機構HPへ！

日本年金機構
電子申請

検索



「標準報酬月額」を従業員の皆さまに お知らせください

～ 「標準報酬月額決定（改定）通知書」をご確認ください ～

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された各種届書により、被保険者（従業員）の皆さまの「標準報酬月額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまへ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。

通知を受けた事業主の皆さまは、**内容に誤りがないかご確認のうえ、被保険者（従業員）の皆さまに必ずお知らせください。**



マイナポータルからの 「ねんきんネット」が更に便利に

～ お客様の利便性を向上するため機能改善が行われました ～

マイナポータルを既に利用している方は、マイナポータル経由（※）で「ねんきんネット」を是非ご利用ください。

初めてご利用する場合には、「初回認証連携」が必要となります。

これまでの初回認証連携は、パソコンからの利用（ICカードリーダーが必要）にしか対応していませんでしたが、令和3年7月以降は**スマートフォンからの認証連携が可能となりました。**

※ マイナポータル経由で「ねんきんネット」を利用する場合、事前にマイナポータルの利用登録が必要となります。

～初めてマイナポータル経由で「ねんきんネット」を利用する際の手順～



- ① マイナポータルのトップページにあるメニューから「もっとつながる」を押す。
- ② 「もっとつながる」画面でねんきんネット（日本年金機構）の「つなぐ」を押す。
- ③ 「本人同意と本人確認」画面
同意いただける場合は「同意する」にチェックを入れて「次へ」を押す。
- ④ 注意事項が表示されますので、「閉じる」を押す。
- ⑤ 「もっとつながる」画面の「つながり」に「処理中」が表示されます。
- ⑥ 「つなぐ」設定完了後、つながっているウェブサイト欄に「ねんきんネット（日本年金機構）」が表示されます。
クリックするとねんきんネットTOP画面に移動します。

○ 年金制度に加入して間もない方は、マイナポータルから「ねんきんネット」をご利用いただけない場合があります。

その場合、お手続きをされた翌月の中旬以降に再度設定を行ってください。

健康づくり講演会を開催いたします

協会けんぽ北海道支部では、加入者の皆さまに「健康づくり」について関心を高めていただくため、10月に札幌市と函館市で「健康づくり講演会」を開催する予定です。

本講演会では、「メンタルヘルス不調への気づきと対応」をテーマとして、専門医師や北海道産業保健総合支援センターの講師からご講演いただくことを予定しています。

また、本講演会は、全道各地の皆さまにご参加いただけるよう、札幌会場については、会場参加に加え、オンライン視聴による参加も選択いただけます。

なお、本講演会のプログラムや参加申込方法などの詳細については、協会けんぽ北海道支部ホームページをご覧ください。

《日時・場所》

札幌会場 令和3年10月7日(木曜日) 14:00～16:00

TKP札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム3A
(札幌市北区北7条西2-9)

函館会場 令和3年10月19日(火曜日) 14:00～16:00

函館市中央図書館 視聴覚ホール
(函館市五稜郭町26-1)

参加費
無料

《定員》

- ・会場参加：札幌会場50名まで、函館会場70名まで（いずれも予定）
- ・オンライン視聴：定員なし（札幌会場のみ）

※札幌会場（10月7日）のみオンライン視聴（Youtube配信）による参加も選択いただけます。

※参加費は無料ですが、会場参加の際の交通費、オンライン視聴の際の通信料等は、参加者のご負担となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、収容定員の半分以上の定員とするほか、国や北海道が定めるイベント開催に係る各種ガイドラインに沿った対策を講じることとしますが、今後の感染状況によっては、中止とする場合があります。

※開催が中止となった場合は、協会けんぽ北海道支部ホームページ等にてお知らせいたします。

協会けんぽ出張相談窓口の閉鎖について

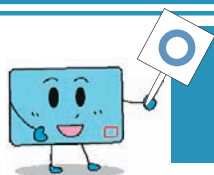
このたび、郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから、函館、旭川、帯広年金事務所に設置している協会けんぽ出張相談窓口について閉鎖することといたしました。ご利用の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

※閉鎖となるのは年金事務所に設置している「協会けんぽ出張相談窓口」です。年金事務所の閉鎖ではございません。

最終開設日：令和3年（2021年）9月30日（木）

整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院で受ける柔道整復師の施術は、健康保険の対象となる場合とない場合があります。どんな場合に健康保険の対象となるのか正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。



健康保険が 使えます

負傷原因がはっきりしている 外傷性の負傷

- ・骨折 ・打撲 ・脱臼
- ・捻挫 ・挫傷（肉離れ等）

※骨折・脱臼は、応急手当の場合を除き
医師の同意が必要です。



健康保険が 使えません

原因不明の痛み、病気による痛みなど

- ・単なる肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- ・リラクゼーションを目的とした利用
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等）による痛み



ご注意ください。外傷性の負傷であっても以下の場合には健康保険が使えません！

- ・工作中、通勤途中でのけが（労災保険の適用になる場合）
- ・病院や診療所等で治療中のけが

～整骨院・接骨院にかかる場合のポイント～

1. 負傷の原因を正しく伝えましょう

▷いつ、どこで、どうしてけがをしたのか、柔道整復師に伝えましょう。

2. 長期の施術となっている場合は、一度医師の診察を受けましょう

▷長期間施術を受けても症状が改善されない場合は、内科的要因も考えられます。

3. 療養費支給申請書の内容をよく確認し、ご自身で署名または捺印をしましょう

▷整骨院・接骨院で記入を求められる「療養費支給申請書」は、施術を受けた本人に代わり、整骨院・接骨院が費用を協会けんぽに請求する委任状の役割を果たします。負傷名、日数、金額をよく確認したうえで署名しましょう。

4. 領収証は必ずもらいましょう

▷整骨院・接骨院には、領収証を無料で発行することが義務づけられています。領収証は後日必要になる場合があります。大切に保管しましょう。



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



労働保険の実務

妊娠・出産・育児は、子を迎える家族にとって非常に嬉しいことですが、生活は大きく変わります。仕事は続けられるのか、収入は維持できるのか、お金について真剣に考えなければならないライフイベントのひとつです。育児・介護休業法により原則1歳未満の子を養育する一定の要件を満たした労働者は育児休業を取得できますが、就労しない休業中は収入が途絶えてしまいます。そこで雇用保険は、最長2年に及び長期間の休業期間中の労働者及びその家族の生活を支えるため、給付金制度を設けています。肉体的、精神的に大変な子の乳児期に、安心して育児に専念できる環境を整える国の取組みの一つです。手続きはシンプルですが、確認すべきことや留意点があります。今回はこの育児休業給付制度について解説します。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所開業。法人向けコンサルティング業務に20年以上従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

厚生労働省委託事業における活動を含めて年間約100社の労務管理体制整備に関する助言を行っています。バックオフィス業務を視覚化し、ICTの積極活用による業務効率改善を通じて、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



育児休業給付とは

原則1歳未満の子を養育する一定の要件を満たす雇用保険の被保険者に、休業後復職することを前提に、育児休業の取得を促すことを目的として、国が労働者に給付金を支給するしくみです。

■支給対象者とは

- (1) 雇用保険の一般被保険者、高年齢被保険者のいずれかであること
- (2) 1歳未満（パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合は1歳2か月、保育所等が見つからないなど一定の理由がある場合は最長2歳に達する日まで）の子を養育するために育児休業を取得すること
- (3) 育児休業取得日前2年間（一定の場合は最大4年）に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上あること（11日以上ある完全月が12か月以上ない場合は、完全月で賃金の支払い基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定）
- (4) 育児休業開始時点で復職する予定であること。なお、期間雇用の労働者は、育児休業開始時点で同一事業主の下で1年以上雇用が継続し、かつ、原則子が1歳6か月に達する日までの間に、その労働契約が満了することが明らかではないこと

■給付の内容

- (1) 原則育児休業開始日から起算した1か月ごとに支給
- (2) 支給額^{※1}＝休業開始時賃金日額^{※2}×支給日数×67%（ただし、育児休業の開始から6か月経過後は50%）
 - ※1 毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに支給限度額は見直しされます。令和3年8月1日より上限301,902円（支給率50%の場合225,300円）です。
 - ※2 原則、育児休業開始前（産前産後休業を取得した場合は、その開始前）6か月間の賃金（臨時に支払われるものを除く）を180で除した金額です。令和3年8月1日より賃金月額（休業開始時賃金日額×30日）の上限は、450,600円、下限は77,310円です。

育児休業給付金申請手続きのチェックポイント！

- ✓ 従業員に育児休業取得が予定された時点で、受給資格確認手続きを必ず行いましょう。
- ✓ 育児休業取得前2年間に失業等給付の基本手当、高年齢雇用継続給付などの受給資格の決定を受けた場合は、その後の期間について支給要件を判断することになります。
- ✓ 出産した女性労働者については、支給対象期間に産後休業期間は含まれません。ただし、男性労働者の場合は、配偶者の出産予定日、または出産日を含めて支給対象となります。
- ✓ 支給申請は、育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日までに行い、以後原則2か月に一度手続きする必要があります。スケジュール管理を確実に行いましょう。
- ✓ 支給対象期間の途中で離職したり、10日以上就労した場合又は開始時賃金の80%以上の賃金が支払われた場合は受給できません。
- ✓ 育児休業給付受給中に他の子に係る産前産後休業、育児休業あるいは介護休業が新たに始まる場合は、その休業の開始した日の前日を以て給付は終了します。
- ✓ 令和3年8月以後電子申請で給付申請する場合は、従業員の銀行口座を確認する資料の添付は不要です。

令和3年6月改正育児・介護休業法が成立しました

第204回通常国会で男性の育児休業取得促進を主な目的に、改正育児・介護休業法が成立しました。同法は、令和4（2022）年以降、3回に分けて施行される予定です。出産時育児休業や当該休業のため新設される給付金に関する事務詳細は検討中であり、パブリックコメントなどを考慮し今後決定される見込みです。

施行年月日	改正概要
令和3年1月	子の看護休暇・介護休暇の時間単位付与が認められました。
令和3年8月	育児・介護休業給付の電子申請による手続きが簡略化されました。
令和4年4月	育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が事業主に義務付けられます。
令和5年4月	常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表が義務付けられます。

育児休業給付制度の詳細は、厚生労働省HP[<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655513.pdf>]ご確認ください。ご不明点等は管轄のハローワークへご照会ください。

100年時代に備える マネープラン

教育資金準備

早い時期からコツコツと

住宅や老後資金と並ぶほどの支出になる教育資金。少子化が進む中では子ども一人にかかる費用も増加傾向にあります。幼児教育・保育の無償化や高校授業料の無償化など子育て世代に対する制度により、教育資金を貯めやすい環境になってきています。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著 書：『60歳からの生き活き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

私立大学なら年間100万円！

教育方針によってかかる額も変わってきますが、高校卒業まではなんとか収入の中からやり繰りしているのが現状でしょう。ところがそこから先の進学となると、毎年まとまったお金がかかることになります。私立大学や専門学校、予備校では授業料だけでも一年間に100万円程度となるでしょう。

例えば、札幌にある北海学園大学の経済学部では、入学金20万円の他に、授業料やその他諸費として毎年学校に納めるのは約100万円です。4年間の総合計は約416万円。

一方、国公立大学の費用は私立大学の6割程度です学校納付金の例

学校種別	年数	入学金	授業料／年	実習その他諸費／年	納付金の総額
公 北海道大学 (北海道教育大学・室蘭工業大学・小樽商科大学なども同類)	4年	約28.2万円	約53.5万円×4	別途	約242万円
公 札幌医科大学	6年	約28.2万円	約53.5万円×6	別途	約349万円
私 岩手医科大学	6年	約200万円	約250万円×6	初年度約450万円、次年以降約250万円	約3400万円
私 北海学園大学	経済学部 4年	約20万円	約87.2万円×4	初年度約13.2万円、次年以降約11.5万円	約416万円
	工学部 4年	約20万円	約114万円×4	初年度約21.2万円、次年以降約19.3万円	約555万円
私 北海道医療大学	薬学部 6年	約30万円	初年度約160万円、次年以降約190万円×5	初年度約4.5万円、次年以降約5万円 ※別途教科書等は在学中約34.7万円	約1198万円
	看護学部 4年	約30万円	初年度約120万円、次年以降約150万円×3	初年度約4.5万円、次年以降約5万円 ※別途教科書等は在学中約24.5万円	約644万円
私 光塩学園調理製菓専門学校 製菓技術専攻科	2年	約12万円	約57万円×2	約75万円	約201万円

※上記以外にかかる費用については各学校にご確認ください

みます。「国立大学に入ってくればいいのに…」と思っても、こればかりはそのときまで分かりません。だからこそ、私立大学に入っても大丈夫なお金の準備をしておく必要があるのです。

また、自宅から通えないところに一人住まいをしたときには、生活費の仕送りもしなければなりません。仕送りの平均額は70,410円^{※1}、これを4年間続けると約337万円になります。ちょうどその頃、住宅ローン返済や家族の単身赴任があると支出の方は“トリプルパンチ”状態でしょう。

※1 全国大学生活協同組合連合会「第55回学生生活実態調査」より

児童手当に手を付けない

児童手当は、3歳未満は月額15,000円、3歳～小学校終了前10,000円（第3子以降15,000円）、中学生10,000円が支給されます。毎年6月、10月、12月に前月までの分がまとめて入ってきますが、これを生活費

として使うことのないようにしましょう。児童手当は生活費口座と別管理するのがポイント。ずっと使わずに貯め続けると私立大学4年分の半分に相当する約200万円になります。

学資保険は返戻率を確認

教育資金を貯める手段として、学資保険を利用するケースがあります。学資保険は契約者（主に父親）が死亡すると、以後の保険料の支払いが免除になり満期金が受け取れる仕組みになっています。いわば父親自身の保障がセットされているのです。学資保険を検討

する際には、支払う金額と満期までに受け取る金額、いわゆる返戻率を確認することが大切です。学資保険に限らず、子どもが誕生したらできるだけ早い時期から将来のために教育資金準備を始めましょう。